

道路障害木伐採業務委託特記仕様書

第1節 総 則

第1条 適 用

- 1 本業務は、本特記仕様書に定めるもののほか、三重県公共工事共通仕様書及びその他関係法令の規定について適用するものとする。
- 2 「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（令和8年8月17日）を適用するものとする。（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）

第2条 通報等

業務実施中に法面の陥没、亀裂等の異常箇所を発見したときは、すみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

第3条 業務内容

伐木 指定された範囲の立木について伐倒を行う。

除伐 指定された範囲の高さ 2m以下の灌木、又は笹類、つる類、雑草の刈払いを行う。

枝払い 指定された範囲内で立ち木の枝（幹）の切り落としを行う。

第4条 出来高の確認資料

- 1 出来高管理の測定基準は、市道中山1号線については左2箇所、右2箇所、市道片田御座線については左2箇所、右2箇所、市道阿津里線については左1箇所、右2箇所とする。位置については事前に監督職員と協議を行うものとする。
- 2 現場写真は、実施の場所および規模が判別できるものとし、同一位置から業務の着手前、作業中及び完了後撮影したものを業務実施報告書に添付して提出するものとする。
- 3 その他出来高の確認に必要な資料は業務実施の都度正確に記入、整備し、業務実施報告書に添付して提出するものとする。

第2節 伐採・枝払

第5条 作業時期

伐採作業は、2月初旬に完了するものとするが、詳細については別途協議するものとする。

第6条 作業計画

- 1 伐採・枝払作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で実施するものとする。
- 2 伐採・枝払作業中、バリケード、セフティコーン、標識等を用い交通の安全を図らなければならない。また、交通誘導警備員の指定のある場合（数量計算書等に明記）には、交通誘導警備員を配置して交通の安全を図らなければならない。なお、交通誘導警備員の指定のない箇所において、交通誘導警備員が必要な場合には監督職員と協議すること。

第7条 伐採・枝

- 1 枝払いの範囲は、監督職員が現場にて指定した位置から垂直に伸ばしたところで高さ 6mとする。但し、木が一部でも腐食している場合については根元から伐木するものとする。

伐木は根元（原則として地上から 30cm 以内）から行い、抜根はしない。

- 2 伐採・枝払作業の種別は、機械伐採（チェーンソー又は肩掛け式）及び人力伐採とする。
- 3 伐採木等については、場外に原則搬出することとする。場外に搬出する伐採木等は、一般廃棄物として処理を行うこと。ただし、搬出できない場合においては、伐採現場に 2m 前後の玉切を行い、整理して置くこと。
- 4 伐採・枝払は、切り残しのないように行うものとし、伐採木は、片付けむらがないよう、すみやかに処理しなければならない。
- 5 伐採に先立ち、立竹木の伐採を行うとともに、空き缶等異物を除去しなければならない。

第8条 その他

- 1 工事看板等に『この事業は、「みえ森と緑の県民税」を活用して整備しています。』の内容を記載するものとする。

《提出書類》

- ・ 業務着手届
- ・ 施工計画書
- ・ 現場代理人等通知書
- ・ 建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書
- ・ 段階確認書
- ・ 業務実施報告書
- ・ 業務写真
- ・ 完成写真
- ・ 業務委託完成報告書
- ・ その他監督職員の指示するもの